

**国際法律事務所にとって魅力的な
フランスの仲裁制度改革**

2011年2月9日 - フランスは国際法律事務所にとって最高の市場である。フランスに進出し事業を営む外資系企業は2万4,000社、対外投資を行うフランス企業は3万社。これらの企業は、多種多様な国家の法律に適用するべく、専門的な法務相談を必要としている。

世界トップ100位にランク入りする法律事務所の半数近くは、パリにオフィスを置いている。こうした法律事務所は平均140人のスタッフを擁し、パリ市内で総勢約7,000人を雇用していることになる。そのうち4,000人近くは弁護士である(出典:Radiographie des cabinets d'avocats d'affaires en France, 2009)。その多くは米国系法律事務所であり、具体的にはReed Smith、Morgan Lewis、Orrick、K&L Gates、Nixon Peabody、Bryan Cave等が挙げられる。

こうした法律事務所が担う業務は、法務相談とフランス法廷での訴訟に限らず、国際仲裁にも及んでいる。パリには1923年より国際商業会議所 (ICC) の国際仲裁裁判所が置かれており、国際仲裁に関してはヨーロッパ随一の裁判地である。2009年にはICC裁判所に900件近い新規仲裁事案の申立がなされた。

さまざまな国籍の企業間で起こる国際商事紛争を解決する一手段である仲裁は、非公開で行われる。仲裁委員会を構成する仲裁人は、当事者自らが選任する。

フランスでの国際仲裁は、手続きの簡素化と有効性の向上を目指して、1980年代前半に布告された二つの政令を枠組みとして運用される。これらの政令は、適正な仲裁がなされることを保証するため、政府の裁判官を仲裁裁判所の事案に関与させることを認めている。

制定から30年を経て、改革の必要性が明白になったため、2011年1月13日にフランスは、仲裁制度を改革する政令を布告した。この政令には、二つの目的がある。ひとつには、判例で得られた経験知識を整理統合すること、もうひとつには、有効性を高めるため既存の法律の文面に補足事項を追加し、実務で実績がある外国法から考案された条項を取り入れることである。

対仏投資庁長官ダヴィッド・アピアによると、「国際商業会議所(ICC)とその仲裁裁判所という、国際商事紛争の解決の場に近いという利点から、パリには多数の商事法務事務所が集積しています。こうした法律事務所は、価値の高い法務相談業務を提供し、フランスで事業を展開する企業のサポートしています。今回の仲裁制度改革は、事業所在地としてのパリの魅力をいっそう強化するものです。こうした理由により、実に多くの外国の商事法務事務所がパリに拠点を構え、外国投資企業の法務相談にあたっているのです。」

対仏投資庁(略称 AFII)

フランスへの国際投資誘致、進出企業向け支援を担当する国の機関。全世界におよぶネットワークで機能し、フランス全土の地方経済開発局との連携により、外国企業にビジネスチャンス提案、ニーズに応じたサービスを提供している。詳細情報はウェブサイトをご参照ください。<http://www.investinfrance.org/jp/>

詳細については、以下へお問い合わせ下さい。

在日フランス大使館 対仏投資庁 広報担当ジェレミ・エルヴェ(Jérémy HERVÉ) TEL: 03-5798-6144 (直通)
フランス大使館企業振興部 - ユビフランス 広報室 TEL: 03-5798-6127